

世界人権宣言 70周年

今年、世界人権宣言が採択されて70周年という節目の年です。1948年12月10日、フランスのパリで開かれた第3回国際連合総会で、「あらゆる人と国が達成しなければならない共通の基準」として採択されました。すべての人間が、生まれながらに基本的人権をもっているということを、初めて公式に認めた宣言です。

改めて条文を読んでみましょう。

第一条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

この地球上に生きる一人一人が、差別を受けることがなく、人間としての固有の尊厳と価値を備えていることを高らかにうたっています。過去から現在、そして未来へと受け継がれていくべき「人類共通の財産」です。

この宣言は、第二次世界大戦がもたらした多くの悲劇、苦悩、破壊への深い反省の中から生み出されたものです。「二度と戦争を起こしてはいけない」「差別を撤廃し、人権を確立することが恒久平和に通じる」という誓いが込められています。

この精神は、70年を経た今、本当に生かされているのでしょうか。紛争や貧困、災害などで住む場所を奪われた難民の数は、2017年には6,500万人を超え、第2次世界大戦以来最多となっています。また、人権条約で禁止されているはずの人種差別、女性差別、拷問や無差別の虐殺などが世界中で続いています。我が国においても、部落差別や外国人などのマイノリティに対する差別も依然解消されておりません。また、子どもや高齢者などの社会的弱者をターゲットにした虐待やいじめ、ハラスメントなどの問題もより深刻化しています。

国際連合は、宣言が採択された12月10日を「人権デー」と決めました。また、我が国では、12月10日を最終日とする一週間を「人権週間」としています。そして、西条市では、11月11日から12月10日までを「差別をなくする強調月間」とし、全市職員がワッペンを着用するなどして啓発活動を展開しています。毎月10日の「人権を考える日」の取組も世界人権宣言の採択日にちなんだものです。

70周年を機会に、改めて世界人権宣言を読み返してみるのはいかがでしょうか。谷川俊太郎さんの訳した、やさしい日本語バージョンもあります。